

福祉生活病院常任委員会資料

(平成21年6月9日)

【件名】

- 1 とっとり子育て応援パスポート事業の「子育て応援・関西キャンペーン」との連携開始について

(福祉保健課) 1

- 2 新型インフルエンザの発生と県の対応について

(危機管理チーム、健康政策課) 2

福 祉 保 健 部

とっとり子育て応援パスポート事業の「子育て応援・関西キャンペーン」との連携開始について

平成21年6月9日
子育て支援総室

鳥取県では、子育て家庭を企業・行政が一体となって応援する「とっとり子育て応援パスポート事業」を実施していますが、「子育て応援・関西キャンペーン」として、同様の事業を行っている大阪府、兵庫県とパスポートの相互利用を開始しました。

記

1 連携事業名

子育て応援・関西キャンペーン（愛称：すくすく かんさい）

2 目的

大阪府・兵庫県・鳥取県の3府県の子育て応援の機運を高めるとともに、大阪府、兵庫県の会員（子育て家庭）に、無料の鳥取自動車道開通、高速道路料金値下げ等で便利になった鳥取県を紹介することにより、観光客の誘客促進につなげます。

3 事業内容

3府県の登録会員（18歳未満の子育て家庭）が、各府県の協賛店舗に、「子育て応援・関西キャンペーン共通シンボルマーク」入りの携帯画面等を提示し、各店舗独自のサービス提供を受ける。

- ・利用できる協賛店舗：登録会員が携帯電話、パソコンにより検索
- ・サービス提供の例：宿泊料1割引、お子さんへのアイスクリームサービスなど

4 相互利用開始日

6月1日（月）

*鳥取県の会員の方が大阪府、兵庫県の協賛店で利用できるよう「子育て応援・関西キャンペーン共通シンボルマーク」入りの携帯画面を希望する県内会員に配信

（鳥取県、島根県での利用は従来どおりカード利用）

*大阪府、兵庫県会員は、従来からの共通シンボルマーク入りの携帯画面を利用



<携帯画面デザイン。上が
関西共通シンボルマーク>

5 経緯

平成20年6月と11月に開催された近畿ブロック知事会議においてパスポートの相互利用に共同して取り組み、開始可能な府県から開始することで合意されたもので、今回の3府県の開始が初めて。

6 3府県の登録会員と協賛店舗の状況（H21.6.1）

区分	登録会員（世帯）		協賛店舗（店）	
	携帯	カード	店舗	うち他府県の相互利用が可能な店舗
大阪府	27,400		5,000	全店可能（注1）
兵庫県	5,800	母子手帳交付時に毎年5,000配布	2,600	全店可能（注1）
鳥取県	（注3）	12,000	1,069	180（注2）現在受付中

（注1）大阪府、兵庫県の協賛店は、事業開始当初から共通利用で依頼済なので全店利用可能。

主な協賛店は、ファーストフード、コンビニ、ファミリーレストラン等のチェーン店。

（注2）鳥取県の協賛店は、当初、県内の方が利用するということで加入しているため、関西キャンペーン協賛を新たに依頼。

今回、旅館等、県外の方も利用される店舗も加入され、徐々に増えている。

（注3）今回、カード会員のうち希望者に携帯画面を配信。

新型インフルエンザの発生と県の対応について

平成21年6月9日
危機管理チーム
健 康 政 策 課

4月25日の新型インフルエンザの発生以来、京阪神地区で感染拡大が見られた中、本県では各種の感染防止策が功を奏し、現在のところ発生には至っていません。

1 これまでの状況

(1) 新型インフルエンザの特徴

当初想定していた病原性が強い強毒性のウイルス（H5N1）と違い、季節性のインフルエンザと同等の弱毒型（H1N1）であり、①感染力は強いが軽症のまま回復しており、②抗インフルエンザウイルス薬（タミフルなど）の治療が有効である、③糖尿病などの基礎疾患を有する人は重篤化する場合があることがわかつってきた。

(2) 感染状況

WHO（世界保健機関）による国際的な警戒レベルは世界的大流行直前の「フェーズ5」（最高はフェーズ6）。

世界62カ国17,410人（うち死者115人）が確認されている（6月1日午後3時現在、WHO発表）。

国内感染確認者は、13都府県の合計379名。

(3) 国の対応状況

政府は、4月28日、内閣総理大臣を本部長とする新型インフルエンザ対策本部を設置し、当初、水際対策を徹底して感染予防策に努めていた。

国内発生当初では、新型インフルエンザ対策行動計画の一連的な運用により、兵庫県では高校などで全県一斉の休校措置がとられたが、現在では、一般外来での診療など、地域の実情に応じた柔軟な対応がとられている。

2 県の対応状況

(1) 現在の対応

ア 対応方針（5月22日、第6回対策本部会議での決定事項）

- ・ 県内で発生した場合の医療確保の対応方針（資料1）
- ・ 県備蓄抗インフルエンザウイルス薬の放出について（資料2）
- ・ 県内で発生した場合の社会対応方針（資料3）

イ 県庁の体制

4月28日、知事を本部長とする新型インフルエンザ対策本部を設置し、24時間体制で警戒と連絡調整を行うとともに、各種の対策を総合的に実施している。

なお、全市町村で対策本部を設置して対応している。

(2) 医療等の対応状況

- ・ 総合発熱相談センターを3か所、発熱外来13か所、入院病床を300床確保している。

- ・相談件数は、2,947件（うち健康相談2,552件）
※その他県民室受付10件
- ・現在、衛生環境研究所のPCR検査（遺伝子増幅検査）で症例を確定出来るようになっている。これまでの検査件数は8件（うち陽性反応0）（18日から6月1日午後4時までの累計）
- ・抗インフルエンザウイルス薬の追加備蓄の前倒しを予定
(参考：現時点備蓄量 187,500人分)

(3) 普及啓発

県民に対して、基本的な感染予防策、豚肉の安全性、海外渡航情報等をホームページ、ちらし（ローソン等で配付）、県内発生後の注意事項（全戸配布）、ケーブルテレビ、NHK等で情報提供し、正確な情報に基づく冷静な対応を呼びかけている。

3 県内への影響

(1) 修学旅行等の中止又は延期（5、6月）

県内の小中高等学校等では、14校が中止又は延期を検討している（5月28日現在）。

(2) 交流事業の中止又は延期

鳥取大学、高校、中学等が、アメリカ、メキシコ、カナダ、韓国との交流を中止又は延期している。

(3) その他

- ・県内ではマスクが品切れとなり、県内業者の生産も追いついていない。
- ・米子ソウル便の搭乗率が低迷している（5月は、前年比2割以上の減）。

4 今後の対応

新型インフルエンザが当初の想定と異なり弱毒型のため、マニュアルを柔軟に運用することとしている。たとえば、国内発生又は県内発生で一律に自粛等を行おうとした次の事項（例えば、スポーツ大会や集会の開催、学校の休校、外出自粛など。）については、弾力的に行うこととしている。

また、新型インフルエンザの秋以降の第二波あるいは変異に備え、これまでの対応を検証し、弱毒タイプのマニュアルの整備など各種の準備を行うこととする。

※掲載している情報は、6月1日午後4時現在。

添付資料

- 資料1 県内で発生した場合の医療確保の対応方針
- 資料2 県備蓄抗インフルエンザウイルス薬の放出について
- 資料3 県内で発生した場合の社会対応の方針

県内で発生した場合の医療確保の対応方針

区分	①感染の初期、患者発生が少數であり感染拡大防止に努めるべき地域	②急速な患者数の増加が見られ、重症化の防止に重点を置くべき地域
医療・発熱外来	<ul style="list-style-type: none"> ○インフルエンザ様症状が見られた場合 <ul style="list-style-type: none"> ・まずは総合発熱相談センターへの電話連絡 ・その後指示された発熱外来の受診 <p>※感染が報告された地域（国内外）への滞在歴を参考に新型インフルエンザが疑われる場合は発熱外来を紹介</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○下記のような適切な感染防止策を講じた上で、一般医療機関においても発熱外来の機能を果たし、事前連絡の上直接受診を可能とする。 <ul style="list-style-type: none"> ◆外来における一般患者と新型インフルエンザ患者が交わらないための措置（受診に当たっては事前の電話連絡を周知） <ul style="list-style-type: none"> ・別々の入口の設置 ・診療時間帯の調整、等 （一般医療機関への設置については県医師会と調整中） ○総合発熱相談センターは引き続き開設し、適切な医療機関へと患者を誘導 ○重症者のための入院病床確保
発生患者と濃厚接触者への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○患者（疑似症患者を含む。）への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・感染症法による感染症指定医療機関等への入院措置 ・抗インフルエンザ薬による適切な治療 ○濃厚接触者への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・外出自粛等の要請 ・抗インフルエンザ薬の予防投与及び健康観察 ○医療従事者や初動対応要員等が感染した可能性が高い場合の抗インフルエンザ薬の予防投与 	<ul style="list-style-type: none"> ○慢性疾患を有する者、妊婦等の優先的な入院治療 <p>※初期症状が軽微な場合も含む。</p> ○重症化の兆候が見られた場合の速やかな入院治療 <p>※慢性疾患を有する者等であるか明確でない者を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> 【入院施設】 <ul style="list-style-type: none"> 東部：鳥取県立中央病院 中部：鳥取県立厚生病院 西部：鳥取大学医学部附属病院 ○軽症者に対する <ul style="list-style-type: none"> ・自宅での服薬、療養 ・健康観察 ○濃厚接触者に対する外出自粛等の要請 ○次の者への抗インフルエンザ薬の予防投与を検討 <ul style="list-style-type: none"> ・自宅療養の軽症者の家族で慢性疾患有する者等 ・慢性疾患有する医療従事者及び初動対応要員でウィルスに暴露した者等 <p>※その他へは予防投与は行わない。</p>

県備蓄抗インフルエンザウイルス薬の放出について

医療指導課
平成21年5月22日

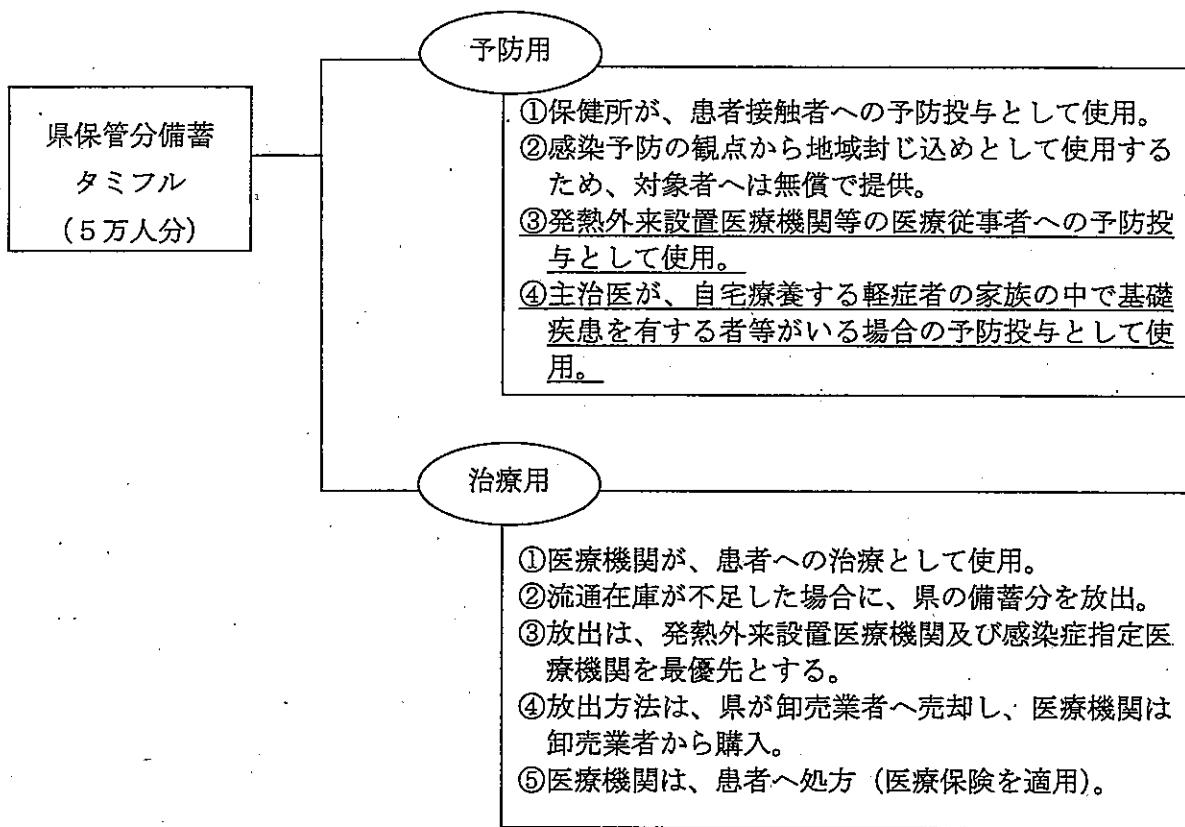
1. 鳥取県の備蓄状況

備蓄用タミフルカプセル75（県保管分） 5万人分

(75mg/PTP/100P 5,000箱)

※平成21年度にタミフルカプセル75（28,000人分）及びリレンザ（6,500人分）を追加購入予定。

2. 県備蓄抗インフルエンザウイルス薬（県保管分備蓄タミフル）の取扱



3. 不足時の対応

県の備蓄に不足が生じるおそれがある場合は、厚生労働省に国備蓄分（鳥取県分相当：タミフル5万人分）の放出を要請。

厚生労働省は全国の流通在庫の状況を勘案して、都道府県への備蓄タミフルの放出を決定。

県内で発生した場合の社会対応の方針

区分	①感染の初期、患者発生が少數であり、感染拡大防止に努めるべき地域	②急速な患者数の増加が見られ、重症化の防止に重点を置くべき地域
1 学校	<p>高校等</p> <p>ア 県立学校に通学する生徒等(*)に感染者が発生した場合は、その学校のある圏域内の学校は、とりあえず3日間（感染者が発生した学校については7日間程度）休校する。</p> <p>*感染させるおそれのある時期に学校に出校等していなかった者は除く。以下でも同様。</p> <p>イ その間に、直ちに感染が拡大するおそれがないことが確認できれば、感染者が発生した学校以外の学校は速やかに再開するが、そのおそれがある場合（感染経路が不明の感染者や、県内で他の人から感染した者が相次いで発生している場合、又はそのようになるおそれが大きい場合）は、状況に応じて必要な範囲で休校を継続する。</p> <p>ウ 県立学校外での感染発生に止まる場合は、県立学校は休校しない。ただし、感染が拡大するおそれがある場合は、状況に応じて必要な範囲で休校する。</p> <p>エ 私立学校についても、上記に準じた対応を要請する。</p>	<p>患者が多く発生している学校では、校長の判断により学級閉鎖、学年閉鎖又は休校を行う（よう要請する）。</p> <p>【通常の季節性インフルエンザと同様の対応】</p>
	<p>小中学校 幼稚園</p> <p>ア 学校に通学する児童等に感染者が発生した場合は、その学校のある市町村の全部又は一部の区域内の学校は、とりあえず3日間（感染者が発生した学校については7日間程度）休校するよう要請する。</p> <p>イ その間に、直ちに感染が拡大するおそれがないことが確認できれば、感染者が発生した学校以外の学校は速やかに再開してよいが、そのおそれがある場合は、市町村の判断により必要な範囲で休校を継続するよう要請する。</p> <p>ウ 学校外での感染発生に止まる場合は、休校する必要はないが、感染が拡大するおそれがある場合は、市町村の判断により必要な範囲で休校するよう要請する。</p> <p>エ 私立学校についても、上記に準じた対応を要請する。</p>	
2 福祉施設	<p>保育所</p> <p>ア 保育所に通所する児童等に感染者が発生した場合は、その保育所を7日間程度休所するよう要請する。感染が拡大するおそれがある場合は、状況に応じて必要と認める範囲内の保育所について、休所するよう要請する。</p> <p>イ 保育所外での感染発生に止まる場合は、休所する必要はないが、感染が拡大するおそれがある場合は、市町村の判断により必要な範囲で休所するよう要請する。</p> <p>ウ 休所する場合は、原則として保護者が仕事を休んで児童を在宅させるが、仕事を休むことが困難な保護者（医療従事者、社会福祉施設従事者、ライフライン業務従事者、新型インフルエンザ関係業務従事者、その他特別な事情のある人）の児童に限っては、通っていた保育所又はどこか特定の保育所で</p>	<p>患者が多く発生している保育所では、市町村及び施設設置者の判断により休所を行うよう要請する。</p> <p>【通常の季節性インフルエンザと同様の対応】</p>

		<p>特例的な保育を行うことについても、市町村と協議する。</p> <p>エ 無認可の保育施設についても、上記に準じた対応を要請する。</p>
	通所施設	<p>ア 通所者等に感染者が発生した場合は、その施設を7日間程度休所するよう要請する。感染が拡大するおそれがある場合は、状況に応じて必要と認める範囲内の施設について、休所するよう要請する。</p> <p>イ 施設外での感染発生に止まる場合は、休所する必要はないが、感染が拡大するおそれがある場合は、状況に応じて必要と認める範囲内の施設について、休所するよう要請する。</p>
3 イベ ント	県が主催するもの	<p>ア 県内で感染者が発生した場合において、感染の広がりやイベント開催の必要性等を再検討した上で、感染拡大を防止するため必要があると判断されるときは、中止する。</p> <p>イ イベントを開催する場合は、感染拡大を防止するため、運営方法の工夫（会場での参加者に対する感染予防の呼びかけ、運営スタッフに対する感染予防研修と感染予防措置の実施、体調不良者への参加遠慮の呼びかけ、参加者間の対面離隔距離の確保(1～2m)、会場での消毒剤の設置など）を行った上で実施する。</p>
	県以外が主催するもの	<p>ア 県内で感染者が発生した場合において、感染の広がり等を勘案して感染拡大を防止するため必要があると判断されるときは、主催者に中止を要請する。</p> <p>イ アに該当する場合でも、社会的・経済的な影響が大きく中止が困難なときは、運営方法の工夫を最大限に行った上で実施するよう要請する。</p> <p>ウ アに該当しない場合でも、イベントを開催する際には運営方法の工夫を行うよう要請する。</p>
4 集客施設	県立施設	<p>ア 県内で感染者が発生した場合において、感染の広がりや施設の開館の必要性等を再検討した上で、感染拡大を防止するため必要があると判断されるときは、閉館する。</p> <p>イ 施設を開館し続ける場合は、感染拡大を防止するため、運営方法の工夫（イベントにおける工夫に準じたもの）を行った上で開館する。</p>
	県立施設以外	<p>ア 県内で感染者が発生した場合において、感染の広がり等を勘案して感染拡大を防止するため、閉館の必要があると判断されるときは、施設管理者に閉館を要請する。</p> <p>イ アに該当する場合でも、社会的・経済的な影響が大きく閉館が困難なときは、運営方法の工夫を最大限に行った上で開館するよう要請する。</p> <p>ウ アに該当しない場合でも、開館し続ける際には運営方法の工夫を行うよう要請する。</p>

(2009/05/25)